

令和 5 年度()第 住処修 4 号

事業名 :

工事名 : 南部春日丘処理場 活性炭脱臭装置活性炭入替

仕 様 書

事業主体 名張市(上下水道事業)

施行主体 名張市(上下水道事業)

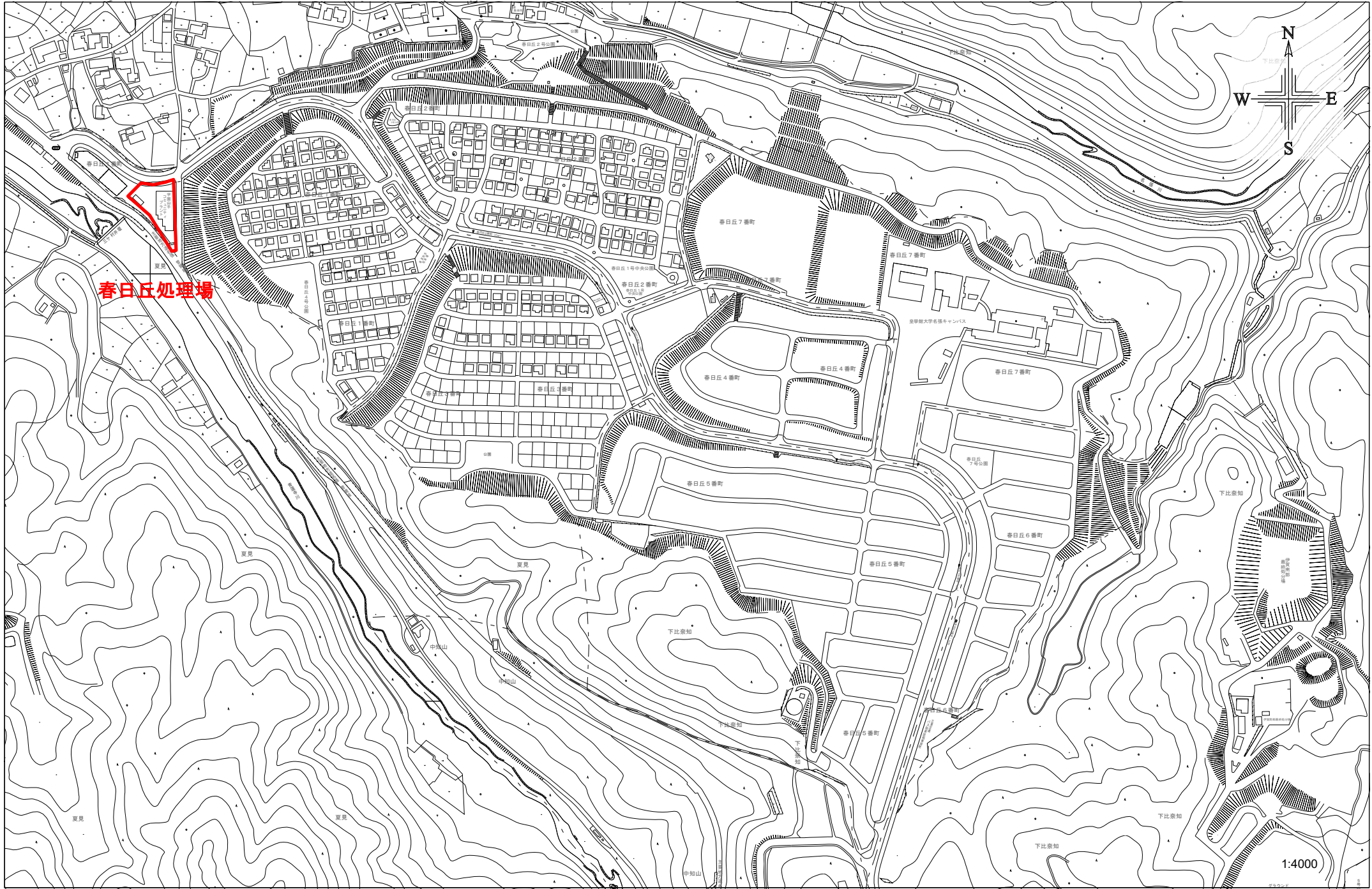
設 計 概 要 書

場 所	名張市 春日丘1番町 地内
設計金額	一 金 円
	(内消費税額 円)
工事期限	日間
	(令和6年1月25日 迄)
事 業 量	

工事の概要（摘要）

南部春日丘処理場

- ・活性炭脱臭装置活性炭入替作業
新炭（酸性ガス用） … 100kg
再生炭（酸性ガス用） … 400kg



春日丘処理場

1:4000

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本契約の履行は契約図書に基づいて実施し、下記に示す図書の他、この特記仕様によるものとする。

- (1) 名張市上下水道事業契約規程
- (2) 三重県 県土整備部制定「三重県公共工事共通仕様書」

2. 図書の優先順位

この特記仕様書と共通仕様書並びに契約図書の記載内容に差異があった場合の優先順位は下記の通りとする。

1. 特記仕様書
2. 契約図書
3. 共通仕様書

3. 法令、関係規定の遵守

受注者は、契約の履行にあたり諸法令並びに関連規定に従うこと。また、施設構内及びその付近での作業に当って、関連法令を遵守し、安全衛生管理に十分注意すること。

4. 設計照査

受注者は、契約後速やかに設計図書の照査（現地調査含む）を行い、その結果を監督員に報告すること。特記仕様書・設計書・図面に相違がある場合は、監督員に確認して指示を受けること。

5. 実施計画

共通仕様書に示す「施工計画書」を提出すること。

6. 作業用地等の使用

作業の実施にあたり施設構内で作業場及び資材置場等を設置する場合及び施設構内の水道、電気、吊上設備等を使用する場合は施工計画書に記載し監督員の承諾を受けること。

作業の実施において施設及び構内の構造物等に損傷を与えた場合には復旧すること。この場合の復旧費用の負担は受注者が負担すること。

7. 作業日

施設構内での作業は、土曜日・日曜日・祝日を除く。

8. 材料承認

仕様書に示す他、材料等の承諾にあたっては、工事打合せ簿にて材料一覧表を提出すること。その添付として、ろ材試験成績書等を添付すること。

9. 材料確認

使用材料については材料確認書を数日前に監督員に提出し、確認を受けること。

10. 段階確認及び施工状況立会

共通仕様書等に示す他、作業内容及び作業状況等を勘案して決定する。

段階確認書を作成実施日の数日前に監督員に提出し、確認を受けること。また、段階確認以外で確認・立会を要する場合は確認・立会依頼書を提出すること。

11. 作業

現地作業日の前月 15 日までには、その予定を連絡し、作業要領書を提出すること。但し、作業内容を勘案して監督員が認める場合はこの限りではない。

作業要領書の作成にあたっては、施設の電気・機械設備を停止する必要がある場合には作業範囲、操作の目的、操作範囲等について記載すること。

作業の実施にあたっては、事前に監督員と協議し、施設運用については必要に応じて協力を求め、運用に支障が無いようにすること。

作業初日には、発注者、受注者及び施設管理者との3者で事前打合せを行うこと。

特別な定めがなくとも、作業中発見された故障で対応が必要な軽微なものは、監督員の指示により修理又は取替を行うこと。

作業により施設構内を汚した場合には清掃を行うこと。又、当初からあるゴミや汚れ等は作業前写真を撮っておくこと。

12. 安全管理

受注者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、必要な措置を常に講じておくこと。

13. 提出書類

受注者が提出する書類は名張市上下水道事業契約規程及び共通仕様書に示すとおりとする。なお、参考として主な提出書類を以下に列挙する。

書類名	部数	備考
工事着手届	1	共通仕様書 第1号様式
施工計画書	2	共通仕様書 第2号様式
工程表	1	任意様式 形式：バーチャート工程表
現場代理人等通知書 技術者資格者証の写し、雇用証明書等添付	2	名張市 様式第6号(その1)
部分下請負通知書 下請負契約書類、施工体制台帳、施工体系図 等添付	1	三重県建設工事施行規則 第9号様式に準拠する
施工に必要な資格証の写し	1	任意様式
材料確認調書	2	共通仕様書 様式 - 10
段階確認書	2	共通仕様書 様式 - 11
確認・立会依頼書	2	共通仕様書 様式 - 12
工事履行状況報告書	2	共通仕様書 様式 - 14
工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、 通知）	2	共通仕様書 様式 - 9
作業日報	1	任意様式

完成通知書 写真帳（着手前・完成）添付	1	名張市 様式第 10 号 （その 1）
完成図書	2	任意様式
施工写真帳	1	任意様式
契約代金請求書	1	名張市 様式第 12 号 （その 1）
その他監督員が提出を求めたもの		

提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

15. その他

本仕様書に明記のない事項又は記載に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

第2章 作業内容

1. 作業概要

南部春日丘処理場活性炭脱臭装置の活性炭を行う業務です。

- ・旧活性炭搬出業務
- ・新活性炭搬入業務
- ・活性炭脱臭装置試運転調整業務
- ・臭気分析(活性炭入替え前後)
- ・発生副産物(旧活性炭)処分業務

2. 使用材料

活性炭 破碎炭（酸性ガス用）

新炭、再生炭

粒度 5.6mm～2.36mm 90%以上

*使用材料については、事前に材料証明書を提出すること。

3. 臭気測定

- (1) 臭気測定は、アンモニア・メチルメルカブタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチルの5項目とし、活性炭取替の前後で測定を行うこと。
- (2) 活性炭取替後の臭気測定値は、三重県臭気規制で定める臭気強度 2.5（硫化水素 0.02ppm、メチルメルカブタン 0.002ppm、硫化メチル 0.01ppm、二硫化メチル 0.009ppm、アンモニア 1.0ppm）を超えないよう対策を行うこと。

4. 廃棄物処理

発生副産物の廃炭処分については、産業廃棄物処理または再生有効利用により処分を行うこと。なお、再生有効利用で処分する場合は、有効利用証明書や計量証明書などの処理内容がわかるものを提出すること。

